



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

第83回 下請法改正（下請法から取適法へ）

Question

下請法の改正があり、適用対象となる取引が拡大されると聞きました。当社も必要な対応を検討しなければならないように思っていますので、改正の要点を教えてください。

Answer

令和7年5月23日に公布された改正下請法が、令和8年1月1日から施行されます。近年、労務費、原材料費、エネルギーコストなど、さまざまなコストが上昇し、中小企業や物流事業は厳しい経営環境におかれています。これらの事業者が物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、賃上げのための原資を確保しなければなりません。そして、事業者が賃上げのための適切な原資を確保するためには、サプライチェーン全体での構造的な価格転嫁の実現が必要です。

委託者が受託者に対して負担を押し付けるような商慣習を一掃し、取引の適正化を図り、価格転嫁を進めることが今回、下請法が改正された目的です。

改正内容を踏まえた適切な対応を進めなければ、知らないうちに法令違反をしたり、又は自社の適切な利益を確保できなくなったりする可能性がありますので、本稿の内容を参考にして必要な対応を講じてください。

1. 主な改正内容と対応

現行の下請法（以下「現行法」といいます）の正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」といい、昭和31年に制定された法律で、法の目的も「下請取引の公正化」と「下請事業者の利益保護」というものでした。今回の法改正は、下請事業者から親事業者に対する適切な価格転嫁を含め様々な面での取引の適正化を目指すものです。改正の主要な内容と留意点をまとめましたので、参考にしてください。

（1）「下請」等の用語の見直し

現行法で用いている「親事業者」や「下請」という言葉は、当事者間の上下関係を連想させる表現なので好ましくないとの意見がありました。そこで、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」という表現にそれぞれ改められました（法2条8項及び9項）。また、法律の名称自体も「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正されています（公正取引委員会は略称も「取適法」とすることを想定しているようです）。

改正下請法の施行に先立ち、自社の社内規程、マニュアル、契約書類で用いている用語を点検し、改正下請法の表現に合わせた変更を検討してください。

（2）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

改正下請法では「協議を適切に行わない代金額の決定」という新たな禁止事項が追加されました（法5条2項4号）。様々なコストが上昇している中で協議すらせずに価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない値決めをしたりすることがないように取引環境を整備するための改正です。

委託事業者と中小受託事業者のいずれにおいても、代金額を決定するにあたり協議を行った経緯を記録に残しながら商談を進める必要があります。

（3）手形払等の禁止

改正下請法では、支払手段として手形払を認めないことにし、電子記録債権やファクタリングにつ

いても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないことにしました（法5条1項2号）。

委託事業者と中小受託事業者のいずれにおいても、従前の支払方法を確認し、手形払等を用いている場合には支払方法の変更を合意する必要があります。

（4）運送委託の対象取引への追加

現行法では、発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の適用対象外でした。また、立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題が顕在化していました。そこで、現行法の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」が規制対象に追加されました（法2条5項及び6項）。

自社の取引内容が改正下請法の適用対象になる場合には、法令違反がないか、取引実態の見直し作業を行い、法令違反が生じないように必要な措置を講じる必要があります。

（5）従業員基準の追加

現行法では、もっぱら親事業者と下請事業者の資本金額によって、下請法の適用の有無が決まっていました。しかし、実質的には事業規模は大きいものの資本金が少額である事業者がいたり、減資することで法律の適用対象を免れたり、又は下請事業者に増資を求めて法令の適用を逃れたりする事業者も存在しました。そのため、改正下請法は、従来の資本金基準を残置したうえで、従業員数の基準を新たに追加しました（法2条8項及び9項）。具体的には、製造委託等の取引については、従業員300人超の事業者が従業員300人以下の事業者に製造委託等をする場合に適用対象になるという「300人基準」と、従業員100人超の事業者が従業員100人以下の事業者に役務提供委託等をする場合に適用対象になるという「100人基準」が設けられました。

新規の取引先だけでなく、既存の取引先についても、取引先のホームページで従業員数を確認したり、取引基本契約書の中に従業員数の確認や報告義務を設けたり、定期的に従業員数の報告をしてもらう仕組みを作るなどの対策が求められます。

（6）面的執行の強化

現行法では、事業所管省庁には調査権限のみが与えられていましたが、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁が連携して執行を拡充していくために事業所管省庁の主務大臣にも指導・助言権限が付与されました（法8条）。また、改正下請法の執行を強化するため、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁の間で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報を相互に提供できるようになりました（法13条）。さらに、現行法では、事業所管省庁（トラック・物流Gメン等）に通報した場合には、報復措置の禁止の対象になっていませんでした。そこで、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保するために、報復措置の禁止の対象となる申告先として、事業所管省庁の主務大臣が追加されました（法5条1項7号）。

公正取引委員会等の関係省庁の連携により法令違反の状況が把握しやすくなりますので、自社の取引内容をこれまで以上に慎重に確認する必要があります。

2. その他の改正内容

それ以外にも以下のような改正がされています。

- ア 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する（法2条1項）。
- イ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする（法4条）。
- ウ 遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする（法6条2項）。
- エ 既に違反行為が行われていない場合等の勧告の係る規定を整備し、勧告時点において事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする（法10条）。

《著者略歴》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。